

第6期中間決算公告

2022年9月29日

東京都千代田区大手町一丁目1番1号
 大手町パークビルディング
 シティバンク、エヌ・エイ東京支店
 日本における代表者、東京支店長兼 CEO
 リー・ロバート・ウェイト

中間貸借対照表（2022年6月30日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
現金預け金	2,175,780	預金	2,241,927
買現先勘定	367,437	コールマネー	14,969
買入金銭債権	7,823	売現先勘定	1,402
特定取引資産	38,142	特定取引負債	37,980
有価証券	2,761	外国為替	61,592
貸出金	490,618	その他負債	641,759
外国為替	32,837	未払法人税等	3,150
その他資産	639,703	金融派生商品	599,101
金融派生商品	607,016	資産除去債務	11
その他の資産	32,686	その他の負債	39,495
有形固定資産	19	賞与引当金	777
無形固定資産	150	支払承諾	166,105
繰延税金資産	2,935	本支店勘定	1,202,068
支払承諾見返	166,105	負債の部合計	4,368,582
貸倒引当金	△ 2,000	持込資本金	2,000
本支店勘定	455,155	中間繰越利益剰余金	7,080
		その他有価証券評価差額金	△ 191
		純資産の部合計	8,888
資産の部合計	4,377,471	負債及び純資産の部合計	4,377,471

中間損益計算書 (2022 年 1 月 1 日から
2022 年 6 月 30 日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
経常収益	25,849
資金運用収益	8,216
(うち貸出金利息)	(1,050)
(うち有価証券利息配当金)	(6)
役務取引等収益	9,017
特定取引収益	1,777
その他業務収益	6,490
その他経常収益	346
経常費用	15,940
資金調達費用	3,370
(うち預金利息)	(983)
役務取引等費用	1,859
特定取引費用	1,009
その他業務費用	425
営業経費	8,656
その他経常費用	618
経常利益	9,909
特別損失	0
税引前中間純利益	9,908
法人税、住民税及び事業税	2,948
法人税等調整額	61
法人税等合計	3,010
中間純利益	6,898
繰越利益剰余金 (当期首残高)	8,981
本店への送金	8,800
中間繰越利益剰余金	7,080

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下、「特定取引目的」という。)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間期中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前期末と当中間期末における評価損益の増減額を、派生商品については前期末と当中間期末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

有形固定資産は、定率法並びに平成28年4月1日以後に取得した建物付属設備及び構築物については定額法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 10 年～15 年

その他 3 年～15 年

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5 年)に基づいて償却しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、内部格付に対応した予想貸倒損失率に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を行い、その査定結果により上記の引当を行っております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

7. ヘッジ会計の方法

金利スワップ取引のうち、特例処理の適用要件を満たすものについては、金利スワップの特例処理を適用しており、ヘッジの有効性の評価については、特例処理の要件の判定をもって有効性の判定に代えております。

8. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

会計方針の変更

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第 30 号 2019 年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第 19 項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第 10 号 2019 年7月4日)第 44-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

1. 現先取引により受入れている有価証券及びデリバティブ取引の担保として受入れている有価証券のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、再担保に差し入れている有価証券は 640,976 百万円、当中間期末に当該処分をせずに所有しているものではありません。
2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるものであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	- 百万円
危険債権額	20 百万円
三月以上延滞債権額	- 百万円
貸出条件緩和債権額	- 百万円
合計額	20 百万円

3. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
4. 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。
5. 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。
6. 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

(表示方法の変更)

「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(2020 年1月 24 日 内閣府令 第3号)が 2022 年3月 31 日から施行されたことに伴い、銀行法の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせて表示しております。

7. 手形割引は、業種別監査委員会報告第 24 号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 8,954 百万円であります。
8. 為替決済等の取引の担保として差し入れている有価証券は 2,751 百万円であります。また、その他の保証金は 16,436 百万円であります。
9. 当座貸越契約及び貸出コミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、410,677 百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが 249,771 百万円であります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
10. 有形固定資産の減価償却累計額 47 百万円

(中間損益計算書関係)

本部経費負担額は、以下のとおりであります。

(1) 直接経費(派遣職員給与等)	152 百万円
(2) 間接経費割当額	142 百万円

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

2022年6月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

	(単位:百万円)		
	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	2,175,780	2,175,780	-
(2) 買現先勘定	367,437	367,437	-
(3) 買入金銭債権 (*1)	7,791	7,791	-
(4) 有価証券 その他有価証券	2,761	2,761	-
(5) 貸出金 貸倒引当金 (*1)	490,618 △ 1,833		
	488,785	472,113	△ 16,671
(6) 外国為替 (*1)	32,808	32,808	-
(7) 本支店勘定	455,155	448,297	△ 6,857
資産計	3,530,519	3,506,990	△ 23,528
(1) 預金	2,241,927	2,241,927	-
(2) コールマネー	14,969	14,969	-
(3) 売現先勘定	1,402	1,402	-
(4) 外国為替	61,592	61,592	-
(5) 本支店勘定	1,202,068	1,195,471	△ 6,596
負債計	3,521,960	3,515,364	△ 6,596
デリバティブ取引 (*2) ヘッジ会計が適用されていないもの	8,774	8,774	-
デリバティブ取引計	8,774	8,774	-

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、買入金銭債権、外国為替につきましては重要性が乏しいため、中間貸借対照表計上額から直接減額しております。

(*2) 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して計上しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で表示しております。

2. 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位:百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
其他有価証券	2,761	-	-	2,761
資産計	2,761	-	-	2,761
負債計	-	-	-	-
デリバティブ取引				
金利関連	739	90	-	830
通貨関連	-	7,915	-	7,915
債券関連	28	-	-	28
デリバティブ取引計	767	8,006	-	8,774

(2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位:百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
現金預け金	-	2,175,780	-	2,175,780
買現先勘定	-	367,437	-	367,437
買入金銭債権	-	7,791	-	7,791
貸出金	-	-	472,113	472,113
外国為替	-	32,808	-	32,808
本支店勘定	-	448,297	-	448,297
資産計	-	3,032,115	472,113	3,504,229
預金	-	2,241,927	-	2,241,927
コールマネー	-	14,969	-	14,969
売現先勘定	-	1,402	-	1,402
外国為替	-	61,592	-	61,592
本支店勘定	-	1,195,471	-	1,195,471
負債計	-	3,515,364	-	3,515,364

(注)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、元利金の合計額を同様の新規預け金を行った場合に想定される適用利率で割り引いた現在価値を算定しております。残存期間が短期間(一年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。これらの取引につきましては、レベル2に分類しております。

(2) 買現先勘定

残存期間が一年超のものについては、元利金の合計額を同様の新規取引を行った場合に想定される適用利率で割り引いた現在価値を算定しております。残存期間が短期間(一年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としております。これらの取引につきましては、レベル2に分類しております。

- (3) 買入金銭債権
残存期間が短期間(一年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としております。これらの取引につきましては、レベル2に分類しております。
- (4) 有価証券
その他の目的で保有している債券等の有価証券については時価会計を適用しており、市場価格を基に算定した価額をもって時価としております。主に国債等はレベル1、それ以外の債券はレベル2に分類しております。
- (5) 貸出金
貸出金のうち、返済期限を設けていない貸出金については、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としております。
返済期限のある貸出金のうち残存期間が短期間(一年以内)のものについては、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としております。
残存期間が長期間(一年超)のものについては、個別案件毎に元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。
また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間決算日における中間貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。これらの取引につきましては、レベル3に分類しております。
- (6) 外国為替
外国為替は、他の銀行に対する外貨預け金(外国他店預け)、外国為替関連の短期貸付金(外国他店貸)、輸出手形等(買入外国為替)、輸入手形による手形貸付(取立外国為替)であります。これらは満期のない預け金、又は約定期間が短期間(一年以内)であり、それぞれ時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としております。これらの取引につきましては、レベル2に分類しております。
- (7) 本支店勘定
満期のない本支店勘定については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある本支店勘定については、同様の新規取引を行った場合に想定される適用利率で割り引いた現在価値を算定しております。残存期間が短期間(一年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。これらの取引につきましては、レベル2に分類しております。

負債

- (1) 預金
要求払預金については、中間決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを無リスク利率に中間決算日における調達スプレッドを加味した利率により割り引いて現在価値を算定しております。なお残存期間が短期間(6ヶ月以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。これらの取引につきましては、レベル2に分類しております。
- (2) コールマネー
コールマネーは、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を計上しております。これらの取引につきましては、レベル2に分類しております。
- (3) 売現先勘定
残存期間が一年超のものについては、元利金の合計額を同様の新規取引を行った場合に想定される適用利率で割り引いた現在価値を算定しております。
残存期間が短期間(一年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としております。これらの取引につきましては、レベル2に分類しております。
- (4) 外国為替
外国為替のうち、他の銀行から受け入れた外貨預り金及び非居住者円預り金は満期のない預り金(外国他店預り)であり、また、外国為替関連の短期借入金(外国他店借)は返済期限のない借入金です。これらの時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としております。これらの取引につきましては、レベル2に分類しております。
- (5) 本支店勘定
満期のない本支店勘定については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある本支店勘定については、同様の新規取引を行った場合に想定される適用利率で割り引いた現在価値を算定しております。残存期間が短期間(一年以内)のものは、時価は帳簿価額と近

似していることから、当該帳簿価額を時価としております。これらの取引につきましては、レベル2に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利先物、金利オプション、金利スワップ等）、通貨関連取引（為替予約、通貨オプション、通貨スワップ等）、債券関連取引（債券先物、債券先物オプション等）であり、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。ヘッジ会計が適用されているものは、金利スワップの特例処理によるもので、ヘッジ対象とされている貸出金と一体として処理されているため、その時価は当該貸出金の時価に含めて記載しております。取引所取引につきましては、主にレベル1、店頭取引のうち観察可能なインプットを用いている場合又は観察できないインプットの影響が重要でない場合につきましては、レベル2としております。また、重要な観察できないインプットを用いている場合につきましては、レベル3としております。

(有価証券関係)

中間貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の「特定取引有価証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券(2022年6月30日現在)

	当事業年度の損益に含まれた 評価差額(百万円)
売買目的有価証券	-

2. その他有価証券(2022年6月30日現在)

	種類	中間貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	債券	-	-	-
	国債	-	-	-
	小計	-	-	-
中間貸借対照表計上額 が取得原価を超えない もの	債券	2,761	3,037	△276
	国債	2,761	3,037	△276
	小計	2,761	3,037	△276
合計		2,761	3,037	△276

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券(自 2022年1月1日 至 2022年6月30日)

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
債券	5,919	-	57
国債	5,919	-	57
合計	5,919	-	57

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産			
繰延資産	702	百万円	
貸倒引当金	612		
未経過手数料	366		
未払費用	326		
固定資産	251		
賞与引当金	238		
未払事業税等	184		
その他有価証券	84		
その他	168		
繰延税金資産合計	2,935		
繰延税金負債	-		
繰延税金負債合計	-		
繰延税金資産の純額	2,935	百万円	

以上